

コンピュータチェック事例コード

48SJ991166401 その他 2事例グループ化

コンピュータチェック内容

特定疾患療養管理料又は特定疾患処方管理加算の算定があり、特定疾患に該当する傷病名がなく、脂質異常症、糖尿病、高血圧症等の令和6年6月以降に特定疾患の対象疾患から除外された傷病名がある場合にチェックを実施。

コンピュータチェック根拠

特定疾患療養管理料は、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とする患者に対して、治療計画に基づき療養上必要な管理を行った場合に、月2回に限り算定するとされています。

また、特定疾患処方管理加算は、診療所又は許可病床数が200床未満の病院である保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（別に厚生労働大臣が定める疾患を主病とするものに限る。）に対して薬剤の処方期間が28日以上の方を行った場合に月1回に限り、1処方につき所定点数に加算するとされています。

検証結果及び対応状況

検証観点	フォローアップ対象都道府県	備考
①適正な審査割合が低い	—	
②請求どおり・職員	—	
③請求どおり・審査委員	—	

■①から③を通して、請求どおりのレセプトを適正な審査と判断した主な理由

- ・傷病名より、遺伝性疾患に該当する脂質異常症に対して治療計画に基づき療養上必要な管理を行っていることから、妥当と判断した事例

■コンピュータチェック根拠と異なる審査がある都道府県の対応状況

少数事例に該当する都道府県は、差異が確実に解消するよう引き続きコンピュータチェック内容の連絡・周知を徹底する

2025年12月～2026年2月審査分

該当件数に対する検証結果

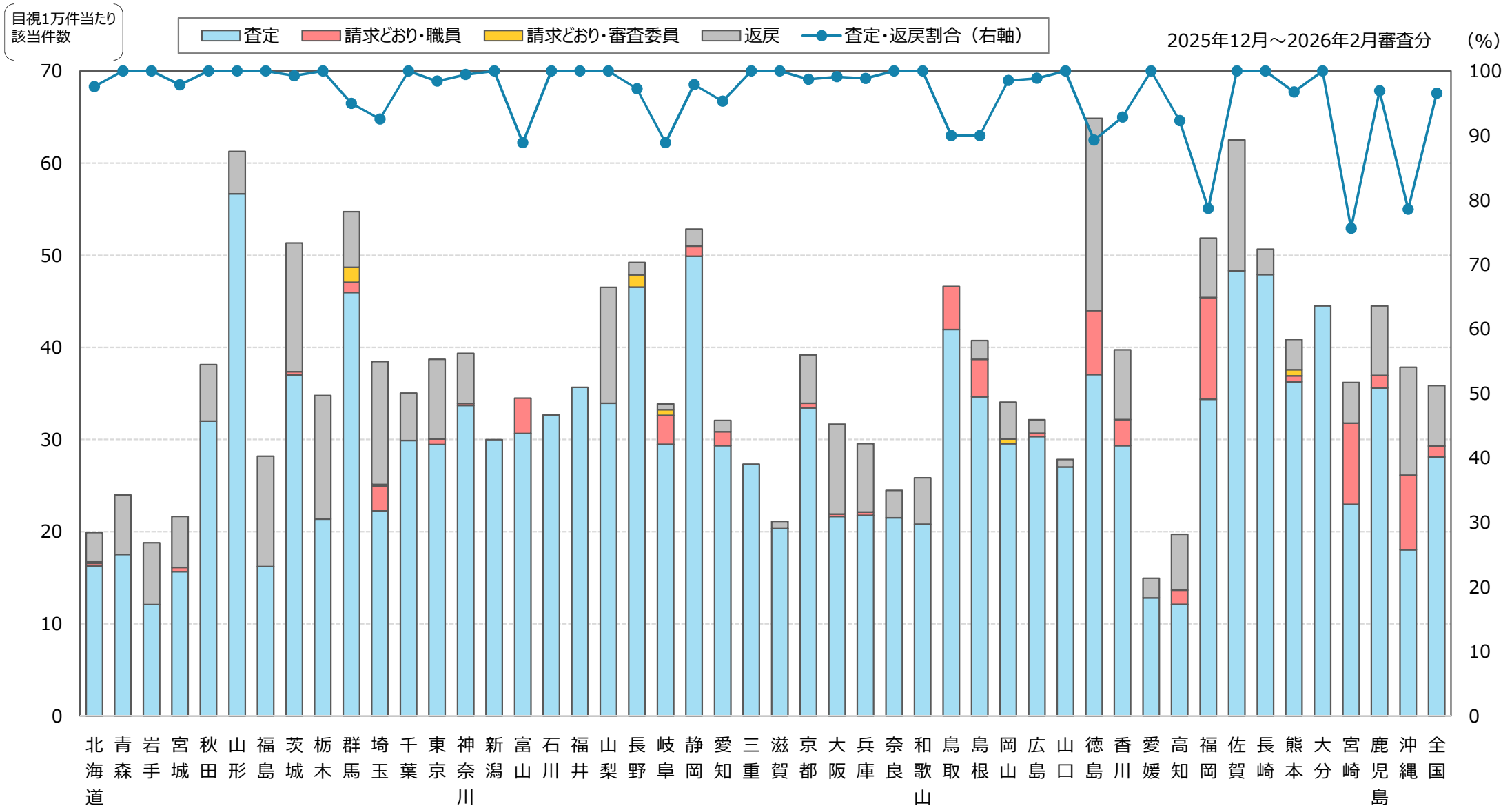
検証の結果、該当件数4,933件のうち、**コンピュータチェック根拠と異なる審査は3件（0.06%）**

検証対象8都道府県のうち、フォローアップ対象都道府県はなし

[illegible]

都道府県		検証結果										
		該当件数	コンピュータチェック根拠に基づく適正な審査						コンピュータチェック根拠と異なる審査			
			計	適正 審査 合計	適正審査 の割合	査定・返戻						
査定	返戻	査定 返戻 計				詳記等 から適正	異なる審査 合計	異なる審査 の割合	職員	審査委員		
25	滋賀	27										
26	京都	157										
27	大阪	562										
28	兵庫	262										
29	奈良	33										
30	和歌山	36										
31	鳥取	20	20	100.00%	18	0	18	2	0	0.00%	0	0
32	島根	20	20	100.00%	17	1	18	2	0	0.00%	0	0
33	岡山	68										
34	広島	89										
35	山口	34										
36	徳島	56	56	100.00%	32	18	50	6	0	0.00%	0	0
37	香川	42										
38	愛媛	21										
39	高知	13										
40	福岡	258	258	100.00%	171	32	203	55	0	0.00%	0	0
41	佐賀	44										
42	長崎	55										
43	熊本	62										
44	大分	53										
45	宮崎	41	41	100.00%	26	5	31	10	0	0.00%	0	0
46	鹿児島	65										
47	沖縄	42	39	92.86%	20	13	33	6	3	7.14%	3	0
全国		4,933							3	0.06%	3	

※グレーは検証前データ又は検証の結果により、少数事例に該当



【該当件数】当該コンピュータチェックの内容に該当したレセプト件数